

## 4 パブリックコメント結果

実施期間：平成19年12月1日（土）～平成20年2月6日（水）

意見数：32意見（項目数 27項目）

項目	意見内容	意見に対する市の考え
条例の制定に関して	意見交換会で出された意見が、どうなったのか、どうなっていくのかが見えるようにして欲しい。 基本条例決定までの手続とスケジュールを明らかにし、意見交換会の主要意見とそれに対する市当局の見解を市広報を通じ、開示して欲しい。 地区コミュニティ協議会制度は、地域で出来ることは地域に任ずという素晴らしいシステムづくりだと考えるので、この考えを大前提に基本条例は策定していただきたい。	まちづくり意見交換会で出された御意見は、類型化して取り扱いも含め公表します。 条例制定までの手続・スケジュールについては、3月10日号の広報紙でお示ししています。 地区コミュニティ協議会は、地域活性化の一翼を担う組織であると考えています。今後、協働・市民参画を行う上で、パートナーのひとつであると認識し、御意見どおり条例づくりに取り組んで参ります。
前文	「まちづくりの主体」の「主体」とは何か。市民がまち（市）の主体（主権）であることを明確にすべき。 全市民が参画できるように、「子と孫が笑顔で暮らすまちづくり」をテーマにするべきである。	まちづくりの主体とは、目的・意志をもって行動し、本市に直接的に影響を及ぼす個人、団体、法人等を指します。「第2章まちづくりの主体」の中に市民の権利と責務を明示しました。「魅力的なまちづくり」を通じ、明るく豊かなまちが創られれば、子と孫が笑顔で暮らすまちが実現できると考えています。
1 総則		
定義	「市民」に事業者は含まれるのか。 広範な市民の「参画」「協働」を得るために、「市民公益活動」やそれらの団体とのかかわりを定める項を設け定義すべき 「協働」は、「共生・協働」に修正する。	第2条第1項で定義している通り、市民に事業者は含まれます。 「市民公益活動団体」は、市民に含まれると考えていますので、別途条項は設けません。 鹿児島県で用いられている「共生・協働」の概念は、本市が「協働」として捉えている概念と一致するものです。本市では、「協働」「参画」というフレーズを使いたいと考えています。
まちづくりの基本理念	「市民と市と一体となって」とは具体的にどのようなことか。「市民と市の対等で信頼にもとづくパートナーシップによる「協働」とうたった方がわかりやすいか。	「一体となって」は、市民と市が同じ方向を向き、同じものを目指し、協力し、行動していくことを指します。「対等」と「信頼」の意を含んだものと考えています。
この条例の位置づけ	「この条例との整合を図る」とあるが、地方自治体の最高の議決機関である議会の決定とは、どのように整合が図られるのか。	ここでいう「整合を図る」とは、執行機関における行為であり、議会の権限を侵すものではありません。

2 まちづくりの主体		
市民の権利と責務	「市民活動を展開するよう努めます。」の後に、「そのために市民は、所在の自治会へ加入します。」を追加する。	自治会への加入に関しては、第6章第23条に規定しました。
事業者の責務	「発展に寄与するよう努めます。」の後に、「そのために事業者は、所在の自治会へ加入します。」を追加する。 ----- 「事業者」とは、何者を指すのか。	自治会への加入に関しては、第6章第23条に規定しました。 ----- 事業者の定義を、第2条第2項に規定しました。
市の執行機関の責務	「監査委員」「固定資産評価審査委員会」を追記すべき。 ----- 「市長と同じ責務を負い」とあるが、市長は市政経営の最高責任者であって、それぞれの執行機関は、法で示された事務の範囲を逸脱することは許されず、また市長も他の執行機関に関与することは許されない、互いに独立した権威・権限であるはずなので、相互に協力し合う性格の事務は存在しないと思われる。	第2条第4号で規定しました。 ----- 第8条で、執行機関の責務に関しては、「その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組みなければならない。」としました。 また、各執行機関だけで完結する職務は少ないと考え、横断的な対応が取れるよう「協力し、連携しながら」という言葉を明示しています。
【市議会の項目】	「市議会の責務」を追加。 ----- 「市議会議員の役割」について追加する。 ----- 「市議会議員は20名程度で、市政の行く末を研究、諮問する立場として存在する」ということを役割として認識したら全国へ発信できる。	市議会の役割、議員の責務に関しては、市議会において取り扱いを現在検討中です。
4 協働と参画		
市民参画の保障	を削除する。	肢体が不自由であったり、勤務時間の都合などで参画する意志はあっても、参画できない場合に、その後不利益を被ることがないように配慮する必要があると考えるので、明示しました。
5 公正及び信頼の確保	「5 公正及び信頼の確保」の方法として、パブリックコメント・ふれあい市民会議・出前講座など具体例を挙げているが、どれだけの市民の意見が徴収できるのか、どれだけの市民が参加しているのか、疑問である。	市民参画については、より多くの市民が意見を出していただけるよう、対話の機会を設け、十分な事前周知を行うなど改善を図ります。
対話の場の設置	広く市民の意見を聞くために開催する方法として、公聴会、説明会、フォーラム又はシンポジウムなど市民参加の手続を定め、多様なかたちで市民との対話、意見交換ができるようすべき。 ----- 対話の場の設置を充実させて欲しい。	
審議会等への参加	審議会の会議は、「原則として公開」を追加すべき	

6 地区コミュニティ協議会		
地区コミュニティ協議会	<p>「地区コミュニティ協議会を設置することができます。」を「設置します」に修正する。</p> <p>「自治会およびその他の組織」の後に「並びに市、市議会と連携しながら」を追加する。</p>	<p>地区コミュニティ協議会は、すでに活動し存在している組織であるので、「組織し、運用することができる」と規定しました。</p> <p>市議会の役割、議員の責務に関しては、市議会において取り扱いを現在検討中であり、ここでは追加しません。</p>
7 市政経営		
【追加の項目】	<p>「住民投票の実施」を追加する。</p> <p>「市長は、住民投票の結果を尊重する」を「住民投票の実施」の後に追加する。</p>	<p>住民投票を市政経営の一環として、追加します。</p> <p>住民投票の結果については、案件ごとに慎重に協議する必要があるため、その都度、取り扱いを検討することとし、ここでは明示しません。</p>